

お客さま各位



でんさいネットサービス利用規定の改定について

平素は、浜松いわた信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、当金庫は、債務者としてでんさいネットサービスを利用する場合においても、決済口座として指定可能な預金の種類を当座預金口座に限定せず、普通預金口座も指定可能とするよう、でんさいネットサービス利用規定を改定いたします。

ご不明な点がございましたら、当金庫の窓口または下記の連絡先にお問合せください。

記

<改定する規定> でんさいネットサービス利用規定

<改定日> 2023年7月3日

<改定内容> ※以下のとおり、条文を変更いたします。

改定後	改定前
<p>第2条（利用資格） 本サービスは、業務規程等に定める利用契約の締結要件を全て満たし、当金庫の審査を経た個人、法人に限り利用できます。</p> <p>第15条（決済口座） 2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とします。</p> <p>第17条（口座間送金決済） 2. お客様が債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金については、<u>普通預金規定、総合口座取引規定および当座勘定規定の定めにかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、</u>当金庫の所定の時間に利用口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の口座に払い込みをいたします。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。</p>	<p>第2条（利用資格） 本サービスは、業務規程等に定める利用契約の締結要件を全て満たし、当金庫の審査を経た個人、法人に限り利用できます。<u>また、債務者として利用(債権者、電子記録保証人としての利用を含む)する場合には、決済口座が当座預金であることが必要条件となります。</u></p> <p>第15条（決済口座） 2. 当金庫は、届出の内容に従い、本サービスの決済口座を登録します。ただし、決済口座として指定可能な預金の種類は普通預金口座または当座預金口座とし、<u>債務者として利用する場合には、当金庫が特に認めない限り、当座預金口座に限定いたします。</u></p> <p>第17条（口座間送金決済） 2. お客様が債務者であるでんさいの支払期日が到来した場合、当該でんさいの決済資金については、当座勘定規定の定めにかかわらず当座小切手、<u>キャッシュカード等の提出を受けることなしに、</u>当金庫の所定の時間に利用口座から引き落としのうえ、でんさいネットから指定のあった債権者の口座に払い込みをいたします。なお、支払期日が金融機関窓口休業日にあたる場合の払い込みは、翌営業日に行います。</p>

以上

【本件に関するお問い合わせ】

浜松いわた信用金庫 お客様サービス課

TEL : 0120-307-804 受付時間 : 平日 9:00~17:00